

令和 6 年度 群馬県立藤岡中央高等学校定時制課程
【転入学】志願者案内

- 1 募集定員 普通科 若干名（男・女）
- 2 応募資格
 - (1) 学校教育法施行規則第 9 1 条の規定に基づき、第 1 学年の途中又は第 2 学年以上に入学を許可される者は、相当年齢に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認められた者とする。
 - (2) 転入学に相当する特別な事情があり、転入学後、本校の学習の継続が可能であると認められる者とする。
※転入学については、学校間のやり取りになるので、現在在籍している高等学校に転学の意思を申し出ること。
- 3 通学区域 全県一区とする。
- 4 出願手続
 - (1) 志願者は本校所定の「転入学願」に所定事項を記入し、保護者連署の上、本校校長に提出する。
 - (2) 志願者は、受検料として 9 5 0 円分の群馬県収入証紙（群馬県証紙）を所定の「証紙納付書」に添付し、本校校長に提出する。
ただし、通信制を除く県立学校間において転入学を志望する場合は、徴収しない。
※転入学願書以外の手続きに必要な書類は、在籍校で作成され、本校に送付される。
「転学照会」「在学証明書」「単位修得証明書」「入学生教育課程表」等
- 5 志願書受付
入学願書に関しては午前 9：00～午後 4：00 まで、随時受け付ける。
但し、令和 6 年 3 月 1 5 日（金）までに提出すること。
- 6 学力検査・面接
 - (1) 期 日 令和 6 年 3 月 1 9 日（火）
 - (2) 検査場 群馬県立藤岡中央高等学校
 - (3) 当日の日程

13:00～13:25	13:30～13:40	13:50～14:30	14:45～
受 付	諸 連 絡	作 文	面 接
 - (4) 携帯品は、次のとおりとする。
鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム、腕時計（計算・通信機能のあるものは不可）、上履き（スリッパ等）とする。携帯電話・スマートフォンの持ち込みは禁止する。
- 7 検査の可否
 - (1) 通知方法 令和 6 年 3 月 2 5 日（月）に、結果通知を本人宛郵送する。
 - (2) 手続き等
合格者は、本校で定める日時に行う「転入学許可式」及び「オリエンテーション」に出席し、所定の手続きを行うこと。日時については別途連絡する。なお、電話による可否結果の問い合わせには応じない。
- 8 その他
この案内で定めるもののほかは、「学校教育法施行規則」によるものとする。

群馬県立藤岡中央高等学校 定時制課程
所在地 〒375-0015 藤岡市中栗須 9 0 9
電 話 0 2 7 4－2 4－6 6 6 0 (代表)
0 2 7 4－2 2－1 4 0 6 (直通)